

令和7年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和7年3月14日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田 智子	7番	村上 謙武	13番	石田 茂春
2番	牧野 牧子	8番	菊地 政文	14番	高宮 陽一
3番	藤野 定幸	9番	西尾 幸太郎	15番	米澤 壽重
4番	齋藤 則子	10番	池田 賢治	16番	池田 信博
5番	山田 浩太	11番	安部 大助		
6番	大江 寿	12番	前田 芳樹		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	橋本 博志
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	岸本 則和
総務課長	宇野 慎一	危機管理室長	柳原 潔
会計管理者	齋藤 和幸	水産振興室長	曾我部 一彦
財政課長	長田 寿幸	都市計画課長	石田 傑
税務課長	池本 繁樹	総務学校教育課長	金井 和昭
町民課長	和田 美由貴	社会教育課長	中村 恒一
保健福祉課長	野津 千秋	布施支所長	坂本 忠
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	村上 克樹
環境課長	原 秀人	都万支所長	近藤 勝志
エネルギー対策室長	野津 寿天	中出張所長	茶山 宏
商工観光課長	藤野 一	中央公民館長	木瀬 高宏
農林水産課係長	渡邊 守		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	田中 挙	事務局長補佐	齋賀 千春
--------	------	--------	-------

1. 議員提出議案の題目

発委第1号 隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

議事の経過

○議長（池田 信 博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開 議 宣 告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

○議長（池田 信 博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 11時30分）

（本会議再開宣告 11時30分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の議第5号「隠岐の島町離島留学学生寮設置及び管理条例」から、議第25号「工事請負変更契約の締結について〔3 災 1901 号町道油井 21 号線 ②道路災害復旧工事〕」までの21件、及び議第30号「令和7年度隠岐の島町一般会計予算」から議第39号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町中出張所等複合新庁舎建築工事〕」までの10件、並びに継続審査となっている各常任委員会、特別委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長1番：岡田 智子 議員

○1番（岡田 智 子）

それでは、総務教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

委員会の開催日ですが、議会閉会中の1月23日、臨時会前の2月14日、定例会開催前の2月26日・27日、会期中の3月11日・12日・13日の計7日間、開催いたしました。

付託案件に関しましては、別紙のとおりでございます。

審査の結果についてご報告いたします。

条例の制定及び一部改正、令和7年度隠岐の島町一般会計及び特別会計予算につきましては、すべて、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、審査の経過及び主な意見、指摘事項につきまして申し上げます。

まず、条例の制定、議第5号「隠岐の島町離島留学学生寮設置及び管理条例」についてでございますが、町外からの高校生受け入れのために整備いたしました学生寮を適切に管理するため、新たに条例を制定するものであります。

委員からは、「離島留学生の保護者の方にとっては、かなりの負担になるが、何か考えているのか」「他の町村も競争で都会から生徒を募集し、質の高い支援を提供している。思い切った優遇措置を検討すべきではないか」「お盆と年末年始に寮を閉鎖するとあるが、経済的な事情があり帰れない生徒もいる。配慮できないか」などの意見がありました。

担当課からは、「優遇措置が寮費の助成である。3年前は助成額が毎月5,000円であったが、それに上乗せして毎月8,000円、町の方から寮生に補助している。また、オープンスクール参加費などの助成もしているが、閉寮となる期間の寮を出入りする旅費をわずかでも補助する方法も含めて検討したい」との説明でありました。

委員会としては、魅力ある島留学と定住及び関係人口の創出による地域活性化に繋げるためにも、今まで以上に横の連携を深めながら、支援体制の拡充を図るよう指摘をいたしました。

続きまして、議第30号「令和7年度隠岐の島町一般会計予算」につきまして、ご報告いたします。

布施公民館管理運営事務事業「布施公民館指定管理料1,671万4,000円」についてでございます。この事業は、布施公民館の管理運営を「一般社団法人わっこ」に行わせるための指定管理料です。

委員会としては、積算根拠について議論するとともに、指定管理者である「一般社団法人わっこ」の代表者にも出席を求め、組織形態や事業計画及び今後の運営方針などについて説

明を受け質疑を行いました。

委員からは「布施地区の人たちは、地域住民として切迫感や危機感を持って話を進めてきたのか」「地域にとって必要な業務は今までの公民館活動ではできなかったのか」「一般社団法人として運営することで期待される効果は」などの意見がありました。

「一般社団法人わっこ」の代表者からは「地域の現状として、過疎化や少子化、特に高齢化の進展により、役員のなり手不足や活動の停滞など組織存続に関わる問題に繋がっている。公民館運営を実施しながら、公民館業務に協力するサポーターや、地域関係者が構成員となる地域活動会議（仮称）も設置することで、地域の実情に合わせた事業展開や課題解決に寄与できる地域支援を、補助事業等を活用しながら考えていく。また、一般社団法人となることは、経験やノウハウが蓄積された専門職員の育成だけでなく、土日祝日に開館することで、施設を利用しやすくなるなど、住民サービスの向上や社会教育活動の推進に繋がる」との説明でありました。

委員会としては、少子高齢化の進展により、地域課題が多様化する中で、「一般社団法人わっこ」を基軸に、住民との協働による持続可能な地域づくりが推進されることを期待するとともに、活動状況についての報告と、指定管理者制度の今後の導入については、事前の準備に十分な余裕を持って取り組むよう指摘をいたしました。

そして、給与規定など他の規定も整備し、法人の体制を明確化するよう、さらに指摘をしておきます。

続きまして、所管の調査事項についてご報告いたします。

まずはじめに、給食センターの現状についてでございますが、現在の委託業者から、慢性的な人手不足により、令和8年3月末をもって調理業務を撤退する方針が示されました。

委員からは「撤退が慢性的な人手不足によるものだが、会社として何が理由で人材不足なのか」「職員不足を補う対策を講じた場合、給食サービスの低下や、カロリーの問題などが起きることはないのか。また、食物アレルギー対応はできなくなるのでは」などの意見がありました。

担当課からは、「委託業者は東京に本社があり、本町の給食センターだけで人材不足が発生しているのではない。業者自体が人手不足ということで、人件費を支払うことも相談させていただいたが、大きい会社なので隠岐だけ給料を上げることは難しいと言われた。また、栄養士がカロリーをしっかりと計算し、適切な栄養管理に努めるだけでなく、食物アレルギー対

応も可能である」との説明でありました。

委員会としては、物価高騰に人手不足と取り巻く環境は深刻化していますが、学校給食は心身の健全な発達に資するものであるため、栄養バランスのとれた食事の提供による健康保持の増進と、衛生管理に努めるとともに、逐次、情報提供を行うよう指摘をいたしました。

そして、できるだけ早期に次の業者選定に取り組むよう、さらに指摘をしておきます。

続きまして、あいサポーター研修について申し上げます。

去る1月23日、隠岐の島町社会福祉協議会の池田澄江氏を講師に招き、あいサポーター研修を実施いたしました。

参加者は、当常任委員会委員6名、産業建設常任委員会委員4名、そして議会事務局齋賀係長の計11名でございます。

受講の様子につきましては、タブレットに掲載してある写真のとおりでございます。

当日はあいサポート運動についての講話の他、パンフレットやDVDを使い、多様な障がい
の特性や配慮だけでなく、令和6年4月に改正されました、障害者差別解消法における合理的配慮について理解を深めるとともに、日常生活で使える簡単な挨拶や自分の名前を手話で表現できるようになりました。

本町では、令和7年1月22日までのところではございますが、あいサポーターが691名、あいサポート企業及び団体につきましては、4社が登録いたしております。

委員会としても積極的にあいサポーターの普及啓発を図るとともに、みんなで支え合い、誰もが生き生きと暮らせる共生社会の実現に向けた取り組みの推進に引き続き努めていきたいと思っております。

以上、あいサポーター研修の報告といたしますが、関係資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧いただければと思います。

なお、所管の調査事項につきましては、議会閉会中も継続して調査研究を行うこととし、以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田 信 博）

次に、産業建設常任委員長8番：菊地 政文 議員

○8番（菊地 政 文）

それでは、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

常任委員会開催日、2月26日、27日、3月11日、12日、13日の5日間開催しました。

付託案件は、別紙のとおりです。

審査の結果、付託案件は、すべて全会一致で「可決すべし」としました。

審査の経過及び主な意見・指摘事項などについて説明いたします。

議第 30 号「令和 7 年度隠岐の島町一般会計予算」について申し上げます。

「ふるさと納税事業」3,602 万 5,000 円。

ふるさと納税を通して自主財源の確保を推進するとともに、特産品の PR・販路拡大を促進する。また、業務を民間委託することで、効率的かつ効果的な業務遂行を図るとともに、地元企業への新たな雇用機会を創出することを目標にするものであります。

委員からは、「寄附目標額の 8,000 万円のうち、個人寄附額 4,800 万円、企業版寄附額 3,200 万円の想定目標は低すぎるのではないか」また、「隠岐の島の魅力を発信するのであるのなら、高校生による漂着ゴミの清掃活動の様子を発信するなどして、ガバメントクラウドファンディングをしてはどうか」などの意見がありました。

担当課からは、「前年度まで寄附額は横ばいであるので、それを踏まえて目標額を設定しました」また、「令和 7 年度は総務省の地域活性化起業人制度を活用し、民間事業者の想いを付加価値とした PR 戦略を行うことで、安定的に寄附額の増加に繋げたい」との説明がありました。

委員会としては、寄附目標額の達成とともに、隠岐の島町のファン獲得に繋げるよう指摘しました。

「木質ペレット発電事業補助金」3,500 万円。

隠岐の島町地球温暖化対策実行計画及び（株）鴻池組との、再生可能エネルギーの推進などに関する包括協定に基づく木質ペレット発電事業について、近年の資材の高騰、円安、原材料である原木の高騰の影響により、事業コストが当初計画より高騰、採算性が厳しい状況であるため事業費の補助を行うものであります。

担当課からは、「発電効率が良くなっても発電総量は上がらない。1 年の稼働から、その中でメーカーの収支が見えてくる」との説明がありました。

委員会からは、収支計画を注視し、変更があれば速やかに委員会に報告すべき。との指摘をしました。

「プレミアム付き商品券事業」5,025 万円。

物価高騰などの影響により、飲食業、飲食料品小売業を中心に利益率が悪化している状況

であり、消費者の購買意欲の低下に伴い、町内消費が停滞し小売店などの売り上げについても厳しい状況であり、町内経済の活性化と、町民生活の負担軽減のために、プレミアム付き商品券事業を隠岐の島町商工会と連携して実施するものであります。

委員からは、「前回のプレミアム商品券の販売方法についての検証はあったのか」との質問に対して、担当課からは、「前は販売数が多く、2 期に渡って販売することになりました。今回は、これまでを参考に実施する」との説明がありました。

委員会では、販売方法をしっかり検証して実施するよう指摘しました。

「隠岐ポートプラザ改修事業」1 億 2,862 万 7,000 円。

建築から 29 年が経過し、老朽化した施設及び設備の改修を行う。また、令和 3 年度から隠岐自然館が隠岐ジオゲートウェイに移転しており、町民や観光客が利用できる交流施設として利活用を図るため、隠岐ポートプラザ 2 階を改修するものである。

担当課からは、「地元の方の憩いの場所や観光客への隠岐民謡の披露場所としての利活用を計画中である」との説明がありました。

委員からは、「2 階の利活用について実証実験を行い、利活用コンテンツを検証することは理解している」また、「6 階の元宴会場スペースは利用がなく、もったいない」との意見があり、委員会としては、6 階の利活用を検討すべきと指摘しました。

「布施地区海洋レジャー施設・国民保養センター管理運営費」702 万 3,000 円。

宿泊施設サンライズ布施の利活用については、「現在、活用計画はない」と担当課から説明がありました。今後の宿泊施設と周辺の活用については、委員からは、「包括連携を締結したモンベル側からは調査結果が出ており、町も今後の利活用について、待つのではなく努力すべき」との意見がありました。

委員会からは、今後の方針を町として明確にするよう指摘しました。

「西郷 145 号線愛の橋架替事業」1 億 9,200 万円。

この事業は、愛の橋付近に係留している船の移動場所の確保のための係留施設建設事業であります。

委員会としては、係留仮栈橋の建設費用が高額であるため、愛の橋の工事終了後に係留栈橋として利活用するべきと指摘しました。

所管の調査事項。

会期中の 3 月 11 日、バイオマス発電事業・下西発電所の視察をしました。

今回の目的として、町から発電事業費補助金を活用していることから、事業の現場視察をして、バイオマス発電事業と木質ペレット使用による安全性などの確認も委員会で共有できました。また、事業体では、使用後の木質ペレットの炭の利活用について、「現在、肥料・燃料の研究をしている」との報告を受けました。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究いたします。

○議長（池田信博）

次に、広報広聴常任委員長3番：藤野 定幸 議員

○3番（藤野定幸）

広報広聴常任委員会委員長報告を行います。

まず最初に、「議会だより」の発行について。

議会だよりを2年間で7回発行するにあたり、町内7小学校の児童たちの元気な姿を表紙にさせていただきました。新たな試みとして、議会だよりの一般質問を、各議員にQRコードをつけYouTubeで素早く視聴できるように工夫しました。また、文字数を減らし読みやすくしました。

議会だよりの編集にあたり、各議員の皆様のご協力のおかげで発行することができました。

議員の皆様には、文字数や掲載写真、編集内容など、いろいろなご意見やご指摘をいただきました。ぜひ、多くの議員が議会だよりの編集に携わっていただければと思います。

続いて、「議会と住民との懇談会」について。

議会基本条例第4章第10条に基づき、「議会と住民との懇談会」を年2回開催することになり、計4回開催しました。

手探り状態でスタートし、開催のたびに試行錯誤しながら行ってきました。今回の開催は、4会場に絞り、班分けをせず全議員参加の新たな形で行いました。

住民の皆様からは、議員と直接意見を交換することができ良かったとの評価や、なぜ全議員参加なのに議員の出席が少ないのかとのご意見もいただきました。

また、議会としては、委員会で取り上げない問題や把握できていないことなど、新たな課題を提示され解決策を図ることができました。

住民の皆様から、議会に意見などを伝える方法として「目安箱」など、どうか検討してほしいとの提案もありました。

懇談会での皆様からのご意見やご指摘等は、委員会でもまとめ役場執行部に伝え、説明と対応を求めてきました。

委員会として最終的にまとめたものを、新たな体制の広報広聴常任委員会に提出し、次号の「議会だより」に掲載を予定しています。

広報広聴常任委員会として、各常任委員会の傍聴のあり方やYouTubeでの配信など、情報公開のあり方について提案いたします。

本年4月末日をもって任期満了となる委員会としての意見を、新たな体制になる広報広聴常任委員会に託したいと思います。

議会の広報広聴のあり方について、発展的な議論をされることを期待いたします。

所管の調査事項につきまして、議会閉会中も継続して調査・研究を行います。

以上で、広報広聴常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（池田信博）

次に、竹島対策特別委員長9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（西尾幸太郎）

それでは、竹島対策特別委員会の最終報告を行います。

当委員会は、4年前の改選後に再び組織され、昨年、ご逝去された田中一隆議員を委員長にコロナ禍の中スタートいたしました。活動が制限される中ではありましたが、東京での要望活動を始め、竹島の日記念式典への参加など、竹島問題の啓発活動について、様々な行動、議論、提言を行ってきました。

明治後期に鬱陵島から持ち帰られ、長く福浦地区に存在した「ビヤクシン」の移植なども記憶に新しいところであります。

そして、田中委員長よりバトンを受け継ぎ、現体制で2年間の活動を行ってまいりました。

直近では、昨年11月9日、14年ぶりに町内で開催された「竹島領有権確立運動隠岐の島町集会」や、久見地区の漁港に設置されている竹島問題啓発のための大看板のリニューアルについて議論を重ねてきました。

大看板のリニューアルについては、これまで「竹島かえれ島と海」という標語を、竹島の日20周年を皮切りに、より町民の気持ちを表すためにも「かえせ竹島 島と海」に変更した方が良いのではないかと議論があり、その判断を町執行部にゆだねたところ、先日の臨時会の冒頭で池田町長より、「かえせ」に変更するとの意思表示がありました。長きにわたり、

この「かえせ」問題は町内で議論されてきましたが、町長の英断を高く評したいと思います。

現状、竹島問題については様々な取り組みがなされてきてはいるものの、問題解決のための糸口すら見えておらず、我々、隠岐の島町民からすれば何ら状況の変化はありません。

竹島で漁をしていた当事者はもはやおらず、その意思を受け継ぎ懸命に活動されてこられた諸先輩方も高齢化が進み、今までのような活発的な活動ができない状況になってきております。

韓国に不法占拠されている状況の中での平和的な問題解決は非常に難しく、長期戦になると言わざるを得ません。だからこそ、先人たちより繋いできたこの活動をさらに創意工夫し、国民運動になるべく、今後も活動する必要があります。

本町からの積極的な情報発信、町民との継続的な啓発活動、また、同じ領土問題を抱える自治体との連携など、さらなる議論・行動すべく、改選後の議会においても取り組む必要があることを申し添えて、竹島対策特別委員会の最終報告といたします。

○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第5号「隠岐の島町離島留学学生寮設置及び管理条例」から、同意第1号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」までの34議案、および、本日の議事日程第1で行いました、各委員長報告を一括して討論に付します。

討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

ここで、13時30分まで昼休憩といたします。

（本会議休憩宣告 11時59分）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 13時30分）

日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

ここで高宮 陽一 議員から棄権する旨、申し出がありましたので、これを許可します。

(高宮 陽一 議員 退 室)

採決は、起立によって行います。

はじめに、町長提出議案の議第5号「隠岐の島町離島留学学生寮設置及び管理条例」から議第19号「隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例」までの15件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第5号から議第19号までの15件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第20号「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」から議第23号「字の区域の変更について」までの4件、及び議第37号「第2次隠岐の島町総合振興計画後期基本計画について」の1件、計5件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第20号から議第23号までの4件、及び議第37号の1件、計5件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第24号「工事請負変更契約の締結について〔令和6年度町単 町道中条199号線外道路改良工事〕」、議第25号「工事請負変更契約の締結について〔3 災 1901 号 町道油井21号線②道路災害復旧工事〕」、及び議第38号「工事請負変更契約の締結について〔令和6年度社交金 町道中町中条線一本橋橋梁更新（2期）工事〕」、議第39号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町中出張所等複合新庁舎建築工事〕」の4件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 24 号、議第 25 号及び議第 38 号、議第 39 号の 4 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 30 号「令和 7 年度隠岐の島町一般会計予算」について採決します。

本案に対する委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 30 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 31 号「令和 7 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から議第 36 号「令和 7 年度隠岐の島町下水道事業会計予算」までの 6 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 31 号から議第 36 号までの 6 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、諮問第 1 号及び諮問第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の 2 件を一括して採決します。

本案を、お手元に配付しました「意見」のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、諮問第 1 号及び諮問第 2 号の 2 件は、お手元に配付しました意見のとおり「可」と答申」することに決定しました。

次に、同意第 1 号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」を採決します。

ここで、嶽野監査委員の退室を求めます。

(嶽 野 監 査 委 員 退 室)

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、同意第1号は、原案のとおり「同意」することに決定しました。

嶽野監査委員の入室を許可します。

(嶽野 監査委員 入 室)

嶽野監査委員に報告します。

ただ今の、同意第1号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」は、同意することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 4. 議 員 提 出 議 案 の 上 程 及 び 審 議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、発委第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」が提出されました。

本案は、隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定による、委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました、発委第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

議会運営委員会副委員長13番：石田 茂春 議員

○13番（ 石 田 茂 春 ）

それでは、発委第1号、令和7年3月14日、隠岐の島町議会議長 池田 信博 様。

提出者、議会運営副委員長 石田茂春。

「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」上記の議案を別紙のとおり、隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出いたします。

「提出理由」ではありますが、まず、令和7年第1回隠岐の島町議会定例会に上程された、「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

また、令和6年第2回隠岐の島町議会定例会で議決された、「隠岐の島町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例」により、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

以上です。

○議長（池田信博）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

これより「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

10番：池田 賢治 議員

○10番（池田賢治）

提出者にお伺いしたいんですけども。

これに関連してですね、この内容はわかりますけども、昨年の令和6年の3月15日に、4月1日から広域連合への病診一元化によって、診療所が移管にされました。

それによって、所管であった総務教育民生常任委員会が、その分ほどが減るわけですので、産業建設常任委員会の方から、総務教育民生常任委員会の方へ、なんぼかはこっちへ移した方がよいことないかというような提案をしておったんですけども、今回のこの発委の中でその協議はなかったのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思いますけど。

○議長（池田信博）

13番：石田 茂春 議員

○13番（石田茂春）

そういう協議はございませんでした。

○議長（池田信博）

10番：池田 賢治 議員

○10番（池田賢治）

ないということですので、改選後にですね、私が今言ったようなことを1回協議してもらって検討していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（池田信博）

他にございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

ないようですので、以上で、「質疑」を終わります。

次に、「討論」を行います。

「討論」はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、発委第1号は、原案のとおり「可決」されました。

以上で「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長から隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全て議了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、「令和7年第1回隠岐の島町議会定例会」を閉会します。

(閉 会 宣 告 13時43分)

以 下 余 白